

# 自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

北海道銀行

## 1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次の第2項において同じです）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書表面記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、単利型としたこの預金の場合、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます）は、満期日に支払います。
  - ③ この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前各号にかかわらず、約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金

(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下、「中間利息定期預金」といいます)とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ④ この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日(書替継続をする場合はその書替継続日)の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を定期預金共通規定第10条第1項、同第4項または同第5項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(複利型の場合は6か月複利の方法によります)、この預金とともに支払います。

ただし、単利型としたこの預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 単利型としたこの預金の場合

A 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%
- (c) 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- (e) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%
- (f) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×60%

C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- (e) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%
- (f) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×60%

D 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×10%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- (e) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×20%
- (f) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×20%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×40%
- (h) 4年以上5年未満 約定利率×70%

② 複利型としたこの預金の場合

A 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- (e) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%
- (f) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×60%

B 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%
- (e) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%
- (f) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×60%

C 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%
- (c) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×10%
- (d) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (e) 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率×20% |
| (f) 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| (g) 3年以上4年未満    | 約定利率×40% |
| (h) 4年以上5年未満    | 約定利率×70% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (預金の一部解約)

(1) 複利型のこの預金のうち、当行所定の預入期間のものについて、当行がやむをえないものと認めた場合は、預入日の1年後の応答日以後満期日前に、1万円以上1万円単位の金額で元金の一部解約ができるものとします。ただし、一部解約後の元金金額が当行所定の金額を下回らない場合に限りです。

この場合、解約する部分について第2条第3項に準じて利息を計算し、一部解約する元金とともに支払います。

(2) 通帳扱かつ複利型のこの預金で、一部解約によって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合、当該の日を「分かち計算日」とし、一部解約後の残余の元金に対する利息は、第2条および本条第1項にかかわらず、次により取り扱います。

#### ① 満期日に支払う場合の利息

「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から満期日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

##### A 預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および当初預入時の適用利率によって計算します。

##### B 分かち計算日から満期日の前日までの利息

分かち計算日から満期日の前日までの日数、および当初預入時に当該の残余元金金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

#### ② 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約または一部解約する場合の利息

「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

##### A 預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および第2条第3項に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。

##### B 分かち計算日から解約日の前日までの利息

分かち計算日から解約日の前日までの日数、および第2条第3項に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。この場合第2条第3項の約定利率は、当初預入時に当該の残余の元金金額を預入した場合に適用される利率とします。

(3) この預金を一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

#### 4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しない、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
  - ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、また中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

#### 5. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上  
(2020.04)